

『私有林内の病虫害被害による危険木の伐採等に係る補助金制度』を新設します

～令和5年4月1日から～

近年、ナラ枯れ等の病虫害の影響で倒木や落枝が急増しています。そこで、病虫害が起因となり、枯損等を生じた危険木による災害の発生を予防し、森林が有する多面的機能の維持や増進を図るため、当該危険木の伐採や処分又は撤去を行うために必要な経費の一部を補助する制度を4月1日より開始します。

【私有林内の病虫害被害による危険木の伐採等に係る補助金制度】

制度開始: 令和5年4月1日(土)

補助対象者: 同一年度以内に補助金を受けていない者かつ市税の滞納がない者で、次のいずれかを満たす者としてします。

- (1) 森林法第5条に基づく森林の土地所有者または占有者
- (2) (1) から伐採等の作業について、承諾を受けた者

対象となる危険木: 相模原市内の森林法第5条に基づく森林にある樹木で、次の要件を全て満たす樹木が対象となります。

- (1) 胸高直径が概ね20センチ以上かつ樹高が概ね5メートル以上の樹木
- (2) 病虫害が起因となり枯損等を生じ、倒木や落枝により住宅等や公衆用道路に被害を与える恐れのある樹木、または病虫害が起因となり枯損等を生じ、既に倒木しており、流出等により住宅等や公衆用道路に被害を与える恐れのある樹木
- (3) 住宅等や公衆用小道路から概ね5メートル以内にある樹木

補助対象経費: 補助対象者が危険木の伐採等を林業事業者や造園事業者等の専門的知識を有する事業者へ委託し、負担した費用とします。

補助金の額: 補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を上限とします。
(千円未満の端数がある場合は切り捨て。)

申請希望の方は、事前に森林政策課にご連絡ください。

手続きの流れや必要書類は、市のホームページをご確認ください。(4月1日から確認できます。)

☞ <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026504/shinrin/index.html>



〔ナラ枯れ被害木の様子〕



〔被害木の根元のフラス〕

「フラス」とは
木くずと虫の排泄物が
混ざった粉状のもの

森林政策課
電話 042-780-1401
担当 石田・木上